相続手続のスケジュール

実施事項＼月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	
相続開始	*	(被相続人の死亡日に相続人がその事実を知り、自己が相続人であることを認識した)													
死亡届		(7日以内)													
遺言の有無の確認			(出来るだけ早く)												
相続財産・債務の調査															
相続人の確定															
相続放棄・限定承認					(3ヶ月以内)										
所得税の申告と納付						(4ヶ月以内)									
遺産分割協議											(相続人確定後、相続税納付申告までに)				
遺産分割協議書の作成											(相続人確定後、相続税納付申告までに)				
相続分の確定											(相続人確定後、相続税納付申告までに)				
各種名義変更											(遺産分割協議後、速やかに)				
相続税の申告・納付												(10ヶ月以内)			
遺留分減殺請求													(1年以内)		

扶桑法務事務所
0120-27-5626